平成２２年（フ）第１１９号
長野県東御市田中580番地５　アップルハウスタケダ101号、前住所長野県上田市富士山3313番地25
債務者　篠原　由美（旧姓臼田）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２１４号
宮城県栗原市金成沢辺西大寺80番地18　定住促進金成住宅２―304号、従前の住所宮城県栗原市築館字萩沢加倉59番地２
債務者　那須野容子（旧姓大場）
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
茨城県神栖市木崎2406番地20　ラ・キサキ104―１号
債務者　吉竹　克二
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１１４号
茨城県神栖市土合本町４丁目9809番地120県営住宅７棟501号
債務者　山口　秋江
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１１６号
茨城県神栖市神栖１丁目19番13号　山中アパートＤ
債務者　山中　愛花
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１１７号
茨城県鹿嶋市大字小山1024番地５アサヒハイツ102
債務者　後藤　進一
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１１８号
茨城県鹿嶋市大字和887番地10
債務者　浅井　秀和
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第７９号
兵庫県洲本市物部１丁目５番12号
債務者　原　真奈美
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第２８１号
徳島市大原町中須66番地の６　コーポ大原５号205号室
債務者　花本　久義
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４０号
徳島市国府町芝原字神楽免78番地、旧住所徳島市国府町芝原字神楽免50番地
債務者　小川　　泉
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５３号
徳島県鳴門市撫養町木津510番地１　パルシモンⅠ101号
債務者　粟田　章仁
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５５号
徳島市末広４丁目10番19―403号
債務者　井原　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５６号
徳島市末広４丁目10番19―403号
債務者　井原　博文
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６２号
徳島市北島田町３丁目12番地の１
債務者　上原　重子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６７号
徳島県名西郡石井町石井字石井657番地３
債務者　久米川一市
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６８号
徳島市西新浜町２丁目３番25―105号
債務者　千田奈緒子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６９号
徳島県徳島市助任本町１丁目６番地
債務者　林　　辰也
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
徳島地方裁判所民事部